

乳幼児等医療費助成制度

マイナ保険証または資格確認書等を使って病院などにかかったときの医療費の一部を助成します。

対象者

出生の日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子ども

受給資格の申請窓口

住民保険課

受給資格の申請に必要なもの

1. 対象者の資格確認書等
2. 振込口座のわかるもの
3. 対象者と扶養義務者の個人番号が確認できるもの
4. 申請者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

助成内容

保険診療（入院時の食事代を除く）の自己負担額から一部負担金を控除した額を助成します。

一部負担金とは

- 通院の場合、1 医療機関につき月 500 円（調剤薬局分は一部負担なし）
- 入院の場合、1 医療機関につき月 1,000 円（14 日未満の場合は月 500 円）

※保険適用外の費用（容器代、診断書料、入院時の室料など）、入院時の食事代は医療費助成の対象外です。

支給申請について

県内で病院などにかかったとき

- ・ 現物給付

医療機関でマイナ保険証または資格確認書等と受給資格証を窓口で提示し、受給資格証に記載された一部負担金のみを支払います。

県外で病院などにかかったとき

・通常償還

医療機関でマイナ保険証または資格確認書等を窓口で提示し、保険診療の自己負担額を支払います。その後、申請の必要なものを持参のうえ住民保険課保険年金係にて支給申請をしてください。後日助成金を登録口座に振り込みます。

※県内の医療機関で「受給資格証」を提示しなかった場合も、手続きが必要になります。

申請に必要なもの

1. 対象者の資格確認書等
2. 医療費受給資格証
3. 領収証（対象者の氏名、保険点数、医療費、診療日などが記載されており、領収印が押印されているもの）

申請ができる期間

医療保険の自己負担額を支払った日の翌日から起算して5年以内

学校、幼稚園、保育所等でけがをした場合

学校などでけがをした場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度により、保護者に対して給付金（災害共済給付）が支払われます。乳幼児等医療費助成制度より、この災害共済給付制度が優先されますので、乳幼児・子ども医療費受給資格証は使用しないでください。

1-1 子ども医療費受給資格証への切替手続き

小学校就学前のお子様に交付している乳幼児医療費受給資格証の有効期限は満6歳に達する日以降最初の3月31日です。それ以降も子ども医療費助成を受給するためには、子ども医療費受給資格証の切替手続きが必要です。手続きに必要な申請書類は毎年、3月上旬に対象となるお子様に送付しますので忘れずに手続きをしてください。

1-2 子ども医療費受給資格証への切替手続き（15歳から18歳）

小学1年生から中学3年生のお子様に交付している子ども医療費受給資格証の有効期限は満15歳に達する日以降最初の3月31日です。それ以降も子ども医療費助成を受給するためには、子ども医療費受給資格証（有効期限は、満18歳に達する日以降最初の3月31日）の切替手続きが必要です。手続きに必要な申請書類は毎年、3月上旬に対象となるお子様に送付しますので忘れずに手続きをしてください。